

# 一般社団法人山形県理学療法士会

## 表彰規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山形県理学療法士会が行う表彰に関する事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定める2種とする。

#### (1) 功労賞

功労賞は、本会の活動及び理学療法の向上、発展において格段の功績のあった者で、次の要件を満たす者より表彰するものである。

- ① 長年にわたり本会の運営に優れた功績をあげた者。
- ② 本会事業への功績が顕著であり、貢献が認められかつ他の模範になる者。

#### (2) 特別功労賞

特別功労賞は、本会に特別な功労があり、会長が特に表彰の必要を認めた者を表彰するものである。

### (選考の方法)

第3条 表彰にかかる選考は、表彰委員会が行い理事会に推薦する。

2. 表彰者の決定や表彰方法については、表彰委員会の提案を受け理事会で決定する。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、定時総会等の本会行事の場において執り行う。

2. 表彰は、表彰状を授与し行うものとする。
3. 前項の表彰には、副賞を添えることができる。
4. 表彰に関しては、本会広報媒体に掲載してこれを公表する。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議を必要とする。

### (付則)

1. この規程は平成27年5月16日から施行する。